

「コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針（素案）について」に関する
パブリックコメント実施要領

1	件 名	「コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針（素案）について」に関するパブリックコメント（意見公募）
2	目 的	本パブリックコメントは、「コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針」を策定するにあたり、以下の２点を目的に実施します。 (1) 市が作成した素案の内容を広く公表し、市民の意見を募ることにより、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障すること。 (2) 市民から提出された意見等を考慮し、「コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針」を策定すること。
3	事業内容及び事業説明	現在、市内に１４館あるコミュニティ施設（コミュニティセンター、コミュニティ会館、老人福祉館・地区市民ホール）の今後のあり方に関する検討を進めています。 このたび、今後のあり方に関する基本方針の「素案」をまとめたため、パブリックコメントを実施します。今回のパブリックコメントを踏まえて、「コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針」を作成します。
4	資料内容及び公表方法等	(1) 公表する資料 ・「コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針（素案）について」 (2) 公表の方法 ・市役所本庁舎 A 棟 3 階（行政管理課）、第二庁舎 1 階行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館、各コミュニティセンター、各コミュニティ会館、各老人福祉館・地区市民ホールに資料を設置した閲覧 ・多摩市公式ホームページを利用した閲覧
5	対象者	どなたでも
6	意見募集期間	令和 6 年 10 月 8 日（火）～令和 6 年 11 月 6 日（水） ※郵送の場合は、期間内必着
7	意見の提出方法及び提出先	(1) 持参（代理人によるものを含みます）：行政管理課 (2) 回収箱に投函： 行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、聖蹟桜ヶ丘駅出張所、永山公民館、各コミュニティセンター、各コミュニティ会館、各老人福祉館・地区市民ホールに設置 (3) 郵送：〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1 多摩市企画政策部行政管理課行政管理担当 (4) FAX：042-337-7658 行政管理課あて（受信確認のため送信後に電話番号 042-338-6948 へお電話ください） (5) 公式ホームページ内に期間中設置する応募専用フォーム

8	意見提出の際の 必須記入事項	(1) 住所 (2) 氏名 (3) 意見本文（設置している提出用紙以外の用紙を使用する場合は、計画・方針名を記入してください） ※上記の項目のいずれかが記入されていない場合、市民意見として取扱いできない場合があります。
9	意見の取扱い及び 応答方法	(1) 期間中にいただいた意見を参考に、「コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針」を作成します。 (2) 意見募集期間終了後、全ての意見について整理したうえで、市の考えを公式ホームページ等で公表します。個々への回答は行いません。 (3) パブリックコメントに対して寄せられた意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される記述はしないでください。 (4) 意見募集期間中にいただいた「市政への提言」は、市民意見募集に寄せられた意見として取り扱わせていただきます。 (5) 意見提出者への到達通知は行いません。
10	担 当	行政管理課行政管理担当 電話 042-338-6948（直通） 協創推進室市民自治・コミュニティ担当 電話 042-338-6828（直通）